

施設・研修等分科会 第25回議事録

官民競争入札等監理委員会事務局

第 25 回施設・研修等分科会 議事次第

日 時：平成 21 年 7 月 15 日（水）16:30～17:50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1．開 会

2．議 題

（ 1 ） 刑事施設関連業務に係る措置に関する計画（案）について

（ 2 ） 民間競争入札の実施に向けて考慮すべきと考えられる事項（案）について

3．閉 会

小幡主査 それでは、第 25 回「施設・研修等分科会」を開催いたします。大変お暑い中ありがとうございます。本日は前回に引き続きまして、刑事施設への民間競争入札の導入に向けた計画案について議論を行いたいと思います。

前回、各委員から業務内容あるいは女子職員の確保などに関する指摘がありまして、法務省にさらなる検討をお願いしておりました。本日はまず法務省に説明をお願いして、その後、各委員の御意見を伺いながら議論を進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

小幡主査 それでは、法務省矯正局の方にお入りいただきたいと思えます。

(法務省矯正局関係者入室)

小幡主査 どうも御苦労さまです。それでは、法務省矯正局の名執矯正調査官より説明をお願いいたします。

名執調査官 矯正局の調査官の名執と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料に基づいて御説明いたします。まず、保護関係業務や医療事務支援業務を、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象業務とするのかどうかについて、御指摘のあった就労支援を始めとする保護関係業務、また、レセプト処理などの医療事務支援業務につきましては、いずれも業務の対象とする計画としております。

就労支援につきましては P F I 刑務所の実績もあり、就労に結び付く作業や職業訓練を提供し、その結果を就労に結び付ける上での連絡調整として行うものであるため、対象にしたいと思えます。

関係機関等との連絡調整業務については御指摘もありましたとおり、例えば保護観察所との調整など国の職員としての立場で行うべきものもありますが、官民の業務の切り分けを行った上で、業務の対象として含めることを考えております。

次に、民間事業者から懸念が示されている民間職員の安全の確保について、どのような方策を考えているのかについて御説明いたします。夜間の収容棟の巡回監視については民間事業者からの懸念も踏まえて、今回は対象業務から外すこととさせていただきます。夜間の収容棟の巡回監視については、被収容者からの直接の申し出への対応なども含まれますので、民間事業者の懸念を踏まえて外すことにいたしました。

セルコールなどの設置、開放の居室の改修、あるいは巡回経路の変更などの措置をとった上で対象業務に含めることも考えられますが、これを既存の古い収容棟に施すことはなかなか難しく、かつ、それに見合うほどの効率化が図れるとも思われないことから、このような結論にいたしました。

対象となる業務のうち、収容監視や作業の技術指導、職業訓練指導などにつきましては、業務の性質上、民間事業者が被収容者と接触せざるを得ない業務ですが、業務の遂行時には原則として、被収容者の生活指導を担当する刑務官も配置されることを前提としておりますので、不測の事態には速やかに対応することが可能であると考えております。

また、面接や改善指導の場面については刑務官が配置されない場合もありますが、カメラ監視

や緊急時の連絡手段をきちんと確保し、また、刑務官の巡回監視も行って、安全を確保してまいりたいと思います。

例えば収容者の居室の検査など、刑務官が立会することを想定していない業務については、被収容者が居室にいない時間帯に業務を実施するなど、被収容者の接触をなくすような工夫を考えております。

以上の論点の中で分類整理をして考えますと、民間の安全確保から外すべき業務としては、夜間の収容棟巡回監視、従来は接触があるが、工夫によりなくすことが可能な業務としては居室の検査、接触があるものの、刑務官の配置を行うことで安全を確保できる業務としては、例えば運動時などの収容監視、作業指導や職業訓練時の監視があげられると思います。

接触があり刑務官の配置もないものとしては、今、申しました面接、改善指導がありますが、カメラ監視や緊急時の連絡手段を確保して行っていくという整理をしたいと考えております。

次に、教育・職業訓練業務の範囲・内容について、PFI事業と同じという理解でよいかどうかについてですが、教育・職業訓練業務の範囲・内容についてはプログラムの開発、必要な教材、備品の整備、講師の手配、指導の実施などを考えており、基本的には刑務所のPFI事業と同様のものとするを考えておりますが、PFI刑務所と異なり施設構造上の制約がありますので、なかなか同様にはいかない部分もあるかと思っております。

既存施設の制約というのは、1つは、各施設の教室・面接室の広さや数、教室・面接室・訓練棟の配置場所などの点からの物的な制約から、PFI刑務所の規模と比較すると、自ずと限られた種類、規模にならざるを得ないということです。

もう1つは、現在各施設が実施している教育や職業訓練を、一旦ゼロベースにしてから民間に新たに委託し直すわけではありませんので、PFI事業と同じ規模で実施することはできないということです。具体的には、現在不足している部分、不十分な部分や、逆に、プラスアルファしたい部分について、民間のアイデアによる種目内容を提供してもらうことを考えております。すなわち、内容は変わりませんが、規模とかボリュームにおいて変わってくるということです。

次に、収容対象により業務の範囲・内容を変えることを考えているかどうかについて、例えば、男女の性差というものが考えられますが、これについては、抱える問題性や労働需要の違いによって、教育や職業訓練のプログラムに若干のアレンジを加える必要はあると思います。しかし、そのことにより民間事業者のノウハウを活用できる範囲が異なることはないと思いますので、女子施設と男子施設で業務の範囲や内容に差を設けることは考えておりません。

次に、入札等の実施予定時期について、運営開始までの準備期間についてはこれまで6か月程度と考えておりましたが、前回の御指摘や、民間事業者からのヒアリングにおいて落札後の準備期間として6か月程度で可能であるという意見がある一方、女子の警備員の確保等があるため6か月では短いという意見があることを踏まえて検討した結果、例えば警備システムの整備について、被収容者を収容した状態で整備しなければならないなど、必要な設備・機器の整備にかかる工事期間が、通常より長期に及ぶ可能性もありますので、準備期間を9か月間として、23年1月から業務開始ということに変更したいと考えております。

また、女子の警備職員の従事者要件の弾力的運用ということにつきましては、2点考えており、1つは、例えば2人1組で実施する必要があるような業務については、そのうち1名が常駐警備の経験が1年以上であれば、もう一方の方についてはその経験を問わないという方法をとることを、もう1つは、女性でなければ勤務できないような業務を限定的にすることによって、必要とされる女性職員のポストを抑えて、警備担当企業にとって事業の参入が困難にならないような配慮をしていきたいと考えております。

入札単位については、まず総務業務と警備業務の関連性や組み合わせることの利点として、具体的にどのようなことが挙げられるかということですが、総務業務と警備業務については、例えば郵便物の受付と信書・物品の検査、自動車運転と護送支援、宿日直と庁舎警備など、相互に関連している業務が多いので、これらの業務を組み合わせることによって総務業務と警備業務の兼務が可能となり、より効率的な業務遂行が可能になると考えております。

作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務の関連性、また、組み合わせることによる利点については、刑事施設運営の根拠法である刑事収容施設法では、受刑者の矯正処遇の充実強化を図るとしておりますので、矯正処遇としての作業、職業訓練及び教育の3つを一まとめにして関連性を持たせながら実施することを考えました。また、その矯正処遇を実施する前提である処遇要領の作成が分類業務としての受刑者の資質、環境の調査の結果を踏まえるものであることから、矯正処遇としての作業業務、職業訓練、教育業務と分類業務は、すべて互いに密接な関係にあるといえ、これらの業務を組み合わせることできめ細かな矯正処遇を実現して、新法の趣旨を実現してまいりたいと考えております。

契約期間について、耐用年数に照らすと妥当とする意見、職員の確保・育成という観点から、より長期を望む意見、長期契約となると事業リスクが大きくなるという意見がございましたが、契約期間を7年間といたしましたのは、事業の実施に必要な設備・機器の耐用年数を踏まえたものです。これを7年以上の長期とすることは、例えば作業業務や職業訓練業務について、その時々々の労働需要に応じた有益な作業、職業訓練の柔軟な導入ができず、硬直化する恐れがあることなど、事業規模を勘案すると適当ではないと考えております。

なお、民間職員の育成の観点について、これまで4つの刑務所の経験を踏まえると、おおむね1年程度である程度受託業務への習熟が図れるものと考えております。

過剰収容状態の施設において事業を実施するに当たって、民間事業者が円滑に業務を実施し、創意工夫を發揮できる環境を整えられるのかという点については、対象となっている3つの刑事施設は、PFI刑務所と異なり官民協働の運営を前提としている施設ではございませんが、可能な限り施設の中を整理して、民間事業者の創意工夫を發揮できる環境を整えていきたいと考えております。具体的には狭隘な事務室の様様替え、給食業務実施のための炊場の新設・改修、職業訓練棟の増設などについて要求の作業中です。ただ、既存の建物、設備が国のものですので、これらの整備は国が行うことで考えております。

民間事業者へのヒアリングにおいて、女子施設における職員の性別制限を懸念する声があったことを踏まえ、どのような業務に従事する職員が女性職員でなければならないと考えるのかにつ

いて、このような性別制限を必要とする業務については、実施要項の策定時までには決定したいと考えております。例えば女子の被収容者に接触する可能性のある業務のうち、浴室の監視などについては女性職員である必要がある一方、作業の技術指導や職業訓練の指導に当たる民間職員については、その場に女性刑務官が配置されていれば、必ずしも女性でなくてもいいと考えております。現在のところ想定しておりますのは、総合警備監視卓の監視や連行や入浴、診察、健康診断時の行動の監視や衣類、所持品の検査や領置物の確認においては女性であることが必要であると考えております。

民間事業者へのヒアリングにおいて、黒羽刑務所については現在PFI事業で参入している事業者に有利ではないかとの声がございましたが、現在、黒羽刑務所でPFI事業の対象となっております総務、警備業務については、今度の公サ法の枠組みでは、対象外となっておりますし、各業務に必要とされる専門的な知識や技能を見ても、今回の事業の対象となっている作業、職業訓練、教育業務、分類業務と、総務、警備業務とでは関連性がなく、現在PFI事業で対象となっている総務、警備業務と、今回の事業で対象となっている作業、教育、分類業務とを兼務することは想定できませんので、問題はないと考えております。

したがって、PFI事業に参入している民間事業者に有利になることはないと思われませんが、黒羽刑務所における作業、職業訓練、教育業務、分類業務に係る情報のうち、PFI事業者が知り得るものについてはすべて開示して、入札の公平性、公正性を担保してまいりたいと思います。

その他、本事業に当たり必要な事項として、まず第一点目の情報の開示、説明会や見学会の実施などについて、これは実施を検討してまいりたいと思います。

また、地方公共団体等への説明につきましては、3施設とも民間委託を既に実施しており、特段地方公共団体や地域との問題は生じてはおりませんが、各地域の実情と必要性に応じて実施してまいりたいと考えております。

こちらからの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の方から御意見、御質問を御自由に発言をお願いしたいと思います。

刑事施設関連業務に係る措置に関する計画(案)で、業務の概要等については対象を広くしていただけたようで、当方の問題意識をわかっていただいたかと思えます。

民間職員の安全確保ですが、要するに、刑務官の配置がなく接触があり得る場合というのは、具体的に言うと教育のところですか。

名執調査官 そうです。その他には、1対1の面接場面、例えばカウンセラーのような方との面接場面なども考えられます。現行でも行われており、実施に当たっては、カメラによる監視、緊急時の連絡手段として非常ベルのようなものの所持、刑務官の巡回監視の中で行っておりますので、同様に、安全性を確保して行っていきたいと考えております。

小幡主査 つまり、カウンセラーと1対1のときに、そこにいるということですね。カウンセラー自身の話ですか。

名執調査官 カウンセラー自身です。

小幡主査 なるほど。そうすると、民間の方の中でカウンセラーを配置しているからということですね。

名執調査官 そうです。

小幡主査 今でもカウンセラーを依頼していて、そのカウンセラーの方が1対1でやっているという状態ですね。

名執調査官 ほかの場面でも民間の方に面接をしていただいている場面は勿論あります。

小幡主査 そのときにいちいち刑務官はそこに立っていないという話ですね。

名執調査官 はい。

小幡主査 今までもそれほど問題はなく、カメラ監視等でできていたということですか。

名執調査官 はい。

小幡主査 それはやむを得ないでしょうね。

それから、実施予定時期、準備期間が9か月ということにさせていただきましたが、ある程度あった方が余裕があるとは思いますが、これもその方がよいかと思っております。

過剰収容状態の施設における事業の実施ですが、環境を整える、要するに施設内の整備は、民間事業者の方から、ここはこういうふうになっていけばより効率的にできるという提案は、いつの時点で受けることになりますか。

名執調査官 現在、想定している業務の中で検討しているのは、炊場と教育のスペース、事務室のスペースをできるだけ民間の方が入れるようにするということです。もっとも、民間の方の要望を入れて、すぐそれを施設の改修にまで結び付けるといのはなかなか難しいと思います。

小幡主査 ですから、これは契約の時点でこのスペースはこういうふうにする予定ですと示すということですね。

名執調査官 はい、そうです。

小幡主査 そうすると当然、この整備は国の方でやることになりますね。

名執調査官 はい。

小幡主査 どうぞ他の委員の方、ご意見を。

本庄専門委員 教育、職業訓練の範囲についてですけれども、施設の制約があるということですが、それは今後改修することで少し制約を緩める計画だということですね。

名執調査官 できる限りやっていきたいと思えます。

本庄専門委員 具体的にどの程度、教育とか職業訓練のボリュームを増加させる御計画でこれを進められるのでしょうか。PFIの場合は全被収容者に対して実施することを売りにされていたと思うんですけれども、それに準ずるようなものになるのか、それとも今、既存の施設で行われている範囲は非常に限定的ではないかと思うんですが、それよりは少しボリュームを増やすというイメージなのか、どちらですか。

名執調査官 結果的には、全受刑者を対象とした作業、職業訓練を、すべてにおいて実施することはなかなか難しいと思いますが、教育も、例えば一般改善指導でしたら、全受刑者を対象に

という形で実現をしたいと考えております。ただ、それは既存の施設で現在行っている教育や作業が勿論あり、それも含めてということになりますので、新たに入っていただくのは量の部分というよりはむしろ、現在実施できていない部分、それから、更に職業訓練などについてはプラスアルファでしていただきたい部分について、今度参入をお願いしたいと考えております。

本庄専門委員 例えば改善指導であれば、今でも全員に実施されているものの、ただし1週間で1時間とかの規模にとどまると理解しているんですけども、どれぐらいボリュームを増やされるつもりですか。民間が入ることによって指導の内容が変わったと言えるようなものになるのでしょうか。

名執調査官 勿論そのような状態になることを目指しておりますが、今100%できているのかと言うと、できていない施設の方が多いので、民間が入ったことで質、量ともに増やして、本来の100%に近づけたいと考えております。

本庄専門委員 質的に違うのかという点では、少し増加するという点なのか、全く今までの国だけでやっていたものとは違う、充実したものとしてアピールできるものになるのかどうかというところが問われてくるのかなと思うのですが、そのところをお聞きしたいのです。

特に職業訓練に関しては、今は非常に受講している人は少ないと思うんですけども、受講者は増えるのでしょうか、増えるとすればどれくらいと考えればいいですか。

名執調査官 平均した時間数となると、それは今よりは増やした形での水準を設けたいと思っております。例えば、現在の全受刑者の平均時間が5時間であれば6時間にするなど、今の水準よりはアップした水準で、要求水準をつくりたいと考えております。

改善指導については、現在もかなり充実を図ってきておりますが、依然として指導者は不足しており、そのような点や、例えば一般改善指導でしたら全受刑者に実施したいと思ってもなかなか全受刑者には実施ができていないところに、充実を図っていきたいと思います。より具体的に申しますと、一般改善指導について、教室のスペースや指導者確保が難しく現在実施できていない部分について、民間のノウハウで、例えば映像教材やワークブックといったものを利用して、全員に実施できるようになることを期待しております。

また、特別改善指導についても、指導者の不足から今の国のプログラムで十分に実施できていない部分について、指導をお願いしたいと考えております。いずれにしても、今回の公サ法の枠組みによる民間委託では、民間のノウハウを生かして、現状より矯正処遇を充実させて新法の趣旨をより実現しようと考えております。

事務局 済みません、一般改善指導と特別改善指導をちょっと簡単に御説明いただけますか。

名執調査官 特別改善指導というのは今回の新法において、その人の犯罪性の除去やその人が持っている問題となる事情の除去あるいは犯罪の種別に応じた指導ということで、6種類定めております。それは法令のレベルで決めていることなので、例えば、性犯罪を犯した（性犯罪の原因となる認知の隔たり、又は自己統制力の不足という事情を有する）者に対する指導、薬物事犯（麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があるという事情を有する）者に対する指導など、そういう種別によって特定の問題性、事情に働きかける指導です。

一般改善指導は、全受刑者を対象としており、犯罪の責任を自覚させ、将来社会に出るときに社会に適応するために必要な知識、生活態度を習得させるために、受刑者の有する問題性に対して広く全員に働きかける指導です。よって、一般改善指導は本来は全受刑者に行うものであり、特別改善指導はそれぞれの問題性に応じて、グルーピングして指導をすることになっております。

小幡主査 ならして全部になるということですね。特別も種別に分けて。

名執調査官 はい。ただし、特別改善指導は、例えば窃盗の人など、現時点では窃盗の特別改善指導を設定していないことから、これは一般改善指導として対応し、特別改善指導は受けない人も勿論出てくることはあります。

小幡主査 一般だけでいいということですね。

名執調査官 はい。

小幡主査 新法では少なくとも一般改善指導は全員にやらなければいけないということになっている。

名執調査官 現実には、現在も全員に対する実施を目指しておりますが、なかなかできていない部分がありますので、その部分の充実はこの委託で質も量も充実を図っていきたいと思っております。

小幡主査 法律上はやらなければいけないことになっている。その目標に対して、まだ途上だということですか。

名執調査官 はい。

小幡主査 そんな感じでよろしいですか。

本庄専門委員 一般改善指導というのはかなり幅の広いもので、いわゆる教育としてイメージされているものよりも、相当幅が広いものと思った方がいいと思います。制度上は例えば行事に参加するとか、慰問演芸に参加するというのも改善指導の一環という位置づけでされていると思いますので、それは相当広いものと考えています。

名執調査官 位置づけは両方ありまして、本当に慰問としてやるものと、これは一般改善指導だということで指定してやるものと、同じような講演でも両方の位置づけがあります。

小幡主査 あと何か。

本庄専門委員 教育に関しては以前もお聞きしたのですが、笠松刑務所は女子ですが、B級やL級の長期の方も教育、職業訓練の対象にされるという御計画ということですか。

名執調査官 現行は、女子施設は、御承知のとおり、処遇指標がAの者とBの者の両方を収容しておりますので、基本的にA、B混在で指導も行っているのが現状です。男子施設の場合はB指標の者と言うとやはり暴力団の関係者など、なかなか処遇が難しい者が多いことあるのですが、女子は経験則上A指標の者とB指標の者とでそれほど教育実施上大きな問題の差があるとは、現場からの懸念は聞いておりません。

一般社会の方は、女子であってもやはりB指標の者はA指標の者とは全然違うと思われるかもしれませんが、現実処遇している現場からは、教育・訓練の困難さについてそれほどの懸念は聞いておりませんし、Lについても、女性の場合は例えば親族を殺害したことにより入所している

など、むしろ再犯の可能性が低く、社会復帰のための訓練が出所前に必要ではないかと思われる対象者も多いので、社会復帰前にこのような教育や職業訓練プログラムを受ける意義はとても高い、また、必要性も高い対象者が多いと思います。

本庄専門委員 その点については私もそう思うのですけれども、ただ意欲という点でどうしても改善指導に乗ってこない人がいるのか、いる可能性があるのかなということ若干懸念します。その人たちを改善指導なり職業訓練とかに乗せていくためには、今までPFIでやっていたよりも体制を充実しておかなければ、難しいところが出てくるのかなと思うのですが、そういったことはお考えですか。

名執調査官 そこまで何か急激に変えなければならないのかという感じは、私どもは持っておりませんが、実際、実施に当たってはやはり注意はしていかなければならないと思いますので、十分気をつけてやっていきたいと思います。

本庄専門委員 わかりました。

小幡主査 どうぞ。

本庄専門委員 女子の警備の職員の確保は、難しいのではないかと予想されているところで、そのために経験年数を軽減するという形で対応されるということですが、その分研修などの機会を、法務省の方で提供するといったことはお考えですか。

名執調査官 今回、6か月から9か月に、実施までの準備期間もとりましたし、その辺はOJTの中で国からの引き継ぎも含めて十分にやっていきたいと思っておりますし、先ほど申しましたとおり、必要とされる女性の警備員のポスト数というのものも、性別限定の部分はできるだけ限定的に考えて、募集をしていただくように配慮していきたいと思います。

本庄専門委員 わかりました。

小幡主査 性別の限定を少なくするという話ですが、どういうときに女性でなければいけないのかという場面について、その場面に女性刑務官が配置されていれば、必ずしも女性職員である必要はないということですね。

名執調査官 そうです。

小幡主査 女性である必要はないと、その場には必ず女性刑務官がいるわけだからという趣旨ですね。

名執調査官 はい。

小幡主査 そうすると、提示の仕方としては、最低限ここは必ず女性でなければいけないものについては、限定的に列挙するということですか。

名執調査官 はい。

小幡主査 実施要項の策定のやり方で、その辺の書き方がかなり細かくなると思うのですが、民間の方ではなかなか女性の職員が難しいという声があったので、そういうことと言うと最低限のところ以外は男性職員だと思われてもいいように、女性刑務官の配置を考えていただいた方がよろしいと思います。

名執調査官 わかりました。

本庄専門委員 P F Iの場合は徐々に被収容者の数を増やされていったということで、負担が軽い中でO J Tをされ、そのため研修という効果もあげられたと思うのですが、今回は過剰収容の状態で民間の人が入っていくということなので、P F Iで問題がなかったからといって直ちに今回も大丈夫だとは言えないと思います。特に研修などについては意識的にその機会を提供するとされた方がよろしいのではないかと思います。

名執調査官 本当に実質的なO J Tになってしまうということですね。

小幡主査 どうぞ。

本庄専門委員 収容サービスと職業訓練を兼ねるという構想についてですが、特に給食業務と洗濯業務を両方兼ねてやることに関して、職業訓練を重視すると、必ずしも効率的なサービスの提供につながらない部分も出てくるのかなということで、逆にサービスを重視すると、職業訓練と言っても今まで受刑者をいわゆる経理作業として食事をつくったりという作業に従事させてきたと思うのですが、それと余り変わらないようなものになってしまうか。そこは両立するのかということを少し懸念するのですが、その辺りどうお考えでしょうか。

名執調査官 その御懸念はもっともだと思いますが、P F I事業を参考にしており、両立は可能だとは考えております。確かに、ただ経理夫として給食業務をやっていたときよりは、多少の手間が、国にも、また、職業訓練を実施する民間にもかかってくると思いますが、やはり受刑者のことを考えれば手に社会のニーズに合った技術を身につけて出所する、資格を身につけて出所するというメリットもありますので、対象者と刑事施設双方がメリットがある業務として位置づけていきたいと思ひますし、現行よりは確かに効率的でない部分は国の業務としては出てくるでしょうが、そこは受刑者の資格取得のことを考えて両立をさせていきたいと思ひます。

本庄専門委員 経理作業については、今は、ある意味で相当効率的に運営されていると思ひます。受刑者の中で包丁など持っても割と大丈夫と思ひる人を選んで、料理を刑務作業としてつくらせているわけで、それは非常にある意味で安上がりな部分があったと思うのですが、それを今度は違う形でやるということは、コスト面では増えるかもしれないと思うのですが、そういったこともあり得るという前提でしょうか。ここでは質を重視して、結果的に今までよりも効率性の面では劣っても、それは構わないというお考えですか。

名執調査官 多少は効率性が落ちることはあるかもしれませんが、実際の選定というのは職業訓練生を選定する場合も、経理夫を選定する場合も、恐らく資質的に見ていけば実際の場面ではほぼ重なると思ひます。全く包丁が持てない人を職業訓練で1から訓練をして、給食サービスの資格を身につけさせるというよりは、やはり、すぐ社会に出てその資格を身につけた上で、働くことが有利になるような人をおのずと選ぶので、対象者がそれほど大きく違う結果になるとは思ひませんが、そうは申しても、今までよりは訓練の部分が勿論入ってきますから、効率は多少落ちることはあるということです。

本庄専門委員 全体としてコストを吸収するという前提でこれは計画されているのですか。

吉野専門官 調理業務というところだけ見たときには、コストがもしかすると高くなるかもしれませんが、更に調理に当たった衛生環境を整えるということや、職業訓練で手に職をつくら

れるような訓練をする、そういう全体で見たときには効果的にできると考えております。

小幡主査 先ほどからの議論と関わりますけれども、業務分担案では、職業訓練については大体が民間の方に行っていて、訓練生の評価については違うようですが、実質的には実施しているところが結局いろいろ現実の評価はするのだらうと思うのですが、多分ここは最終的な判断を国がやるというイメージでよろしいですか。

名執調査官 はい。

小幡主査 改善指導、その他教育支援とかになりますと、先ほどのと比べるとかなりが国の方に行っているのです。ただ、改善指導で教材の作製・選定・準備辺りは民間になっているのに対して、その他教育支援の辺りは結構国とかになっています。これは細かくいろいろお考えになられた結果、こういう差が出てくるということですか。

名執調査官 はい。やはり現行の国のプログラムに基づいて実施しているのが、国の改善指導であり、教科指導でありますので。

小幡主査 ただ、指導カリキュラムの立案等々は民間になっていますね。

名執調査官 はい。

小幡主査 ですから、かなりここはそれなりに民間にやってもらっているというイメージがあるのですけれども、その他教育支援はそうでもないと。

名執調査官 はい、その他教育支援は国が多くなっています。

吉野専門官 これは、この中の刑執行開始時の指導について言えば、どちらかと言うと受刑の意義を教えるといった指導場面ですので、民間の職員の方にやっていただくよりは、まさに刑務官が行うことに適するような指導ではないかと思っておりますので、国側が行うこととしているものが多くなっています。

小幡主査 そうですか。レクリエーションの実施というのも、これは民間ではなくて国になるわけですか。

吉野専門官 はい。これは運動会の開催などを想定しておりますので、処遇の職員が行う方が適切ではないかと考えております。

小幡主査 そうですね。そのほとんどがその場において接触するからということですか。わかりました。

ちょっと気になったのは、こののところがそれぞれかなり違うものですから、評価のところは実施しているところがある程度基本的には多分評価していった、最終的な評価権限が国にあるという意味合いでよろしいですね。

名執調査官 はい。

小幡主査 もう一つは、本事業についてなるべく早めに周知した方がいいと思います。なるべくたくさんの方の民間の方に関心を持っていただけてということで、見学会とか企画していただきたいということと、地方公共団体の説明の方は、もうこの施設を選ばれたということは、地方公共団体の方にはお話ししているわけでしょうか。

名執調査官 法務省として特段実施しておりません。

小幡主査 それはタイミング的にはどのようにお考えでしょうか。

名執調査官 民間委託をすでに以前から実施してきていること、また、今の段階ではまだ何も決まっておらず、説明をするとしても今度の公共サービス法の枠組みで民間委託を行うということしか説明できないことから、自治体等への説明はしておりません。

小幡主査 確かに難しいところではあるのですが、PFIの場合は初めからそこに立地されるというところから説明というプロセスが入ってきたのに対して、既存のもので、既存のものを今までもアウトソーシングはしていた部分はあるけれども、やはりそれよりも更に増やしていくということになるので、地域の実情、雰囲気にもよると思いますが、多少あらかじめの説明などで御理解をいただいております、更に地域との関わりなどで何か出てくるという可能性もないわけではない。そこは地域の実情に応じてですけれども、そういうことも考えていただいた方がよろしいのかなと。

名執調査官 地域の実情に応じて考えていきたいと思えます。

本庄専門委員 PFIでは民間が入ることによって、地元から食材を調達するなどの形で、その地元の人が刑事施設という存在を、地元にとっても大切なものだと思うという経緯があったかと思うのですが、既存の刑事施設はそういう形で、地域とつながりを持つということは余りなかったように思うので、これを機会にそういったことを積極的に検討されることも必要かなということですね。

ですので、戒護区域内に民間の人が入って心配だから説明するという部分もあると思うのですが、それだけではなくて地域との共生に積極的な意義を見出していただければと思います。

名執調査官 はい。

小幡主査 より開かれた刑務所という雰囲気にもなるかもしれませんが、そこは余り閉ざした、閉鎖的なというものよりは、多少開かれたというイメージで説明されてはと思います。大体よろしいでしょうか。

それでは、この内容について前回と比べますと業務等の対象等も広げていただいておりますし、準備期間も長くなっている等いろいろございましたし、これで特に御異存がないということであれば、この計画（案）は了承ということにいたしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

小幡主査 それでは、計画（案）については分科会として了承ということにさせていただきます。法務省におかれましては、これまでの議論も踏まえつつ、実施要項策定等の手続を進めていただきたいと思いますのであります。

本日はありがとうございました。

名執調査官 ありがとうございました。

（法務省関係者退室）

小幡主査 それでは、次の議題に移ります。

ただいま計画（案）については了承いたしました。今後入札監理小委員会において民間競争入札実施要項の審議をすることになります。その審議に向けてこれまでの議論をまとめておく

ことが有益と考えるので、そこで今後考慮すべきと考えられる事項について、事務局に資料を用意していただきましたので、それをベースに議論いたしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料3について御説明させていただきます。

これまでの分科会における先生方からの御指摘と、民間事業者に対するヒアリングの結果を踏まえまして、事務局において案を作成しました。順番に御説明させていただきます。

「1. 周知広報」でございますが、民間へのヒアリングにおいても入札公告前からの情報の開示等を求める声がありましたので、早い段階からの周知広報が重要ではないかということで挙げております。

「2. 地方公共団体等との連携」につきましても、先ほども御指摘いただきましたが、地域との連携というのが重要でございますので、地域の实情に応じて説明等を行っていく必要があるのではないかと挙げております。

3. 以降につきましては、特に実施要項の策定に関わる部分でございます。3. のサービスの内容、質のところでございますが、まず(1)のサービスの内容について、受刑者との接触に係る民間の不安というのもございますので、先ほども御指摘いただきましたように、接触が考えられる業務を明らかにすることと、安全確保のための方策について十分な情報の開示が必要だということを挙げております。

2つ目の でございますが、これも先ほど御指摘いただきましたように、女子施設が対象になるということで、職員の性別を制限すべき業務については十分な情報の開示を行うということと、制限を設定するに当たりましては、参入障壁とならないような考慮が必要だということを挙げております。

2ページ目に移りまして一番上の でございますが、民間の方で創意工夫を発揮するためには、設備・機器の整備を事業対象とすることが有効ということを以前から御指摘いただきましたので、分科会の中で法務省の方から事業対象とするという説明があった部分については、引き続きこのまま検討をいただく必要があるのではないかと挙げております。

「(2) 委託費の支払い」でございますが、1つ目と2つ目に挙げておりますように、インセンティブの設定と部分的な実績払いの導入についても検討していく必要があるのではないかと挙げております。

「4. 入札手続(スケジュール)」でございますが、落札後の準備期間というのは計画で定められますが、ここに書いているのは入札公告から入札までの期間についてでございます。今回の事業の内容を見ますと、民間の方でも業務やリスクの分析、他社との調整等も必要になると思われますので、十分な期間を確保するということと、入札公告前からの積極的な周知広報が必要ではないかと挙げております。

「5. 落札者決定の評価基準」でございますが、刑事施設の業務というのは国の治安に大きく関わることにかんがみまして、民間の参入を促進する一方で、サービスの質の維持・向上がきちんと確保されるように、評価基準については慎重に検討する必要があるのではないかと

うことを挙げております。特に価格競争に重点が置かれて、サービスの質が低下することがないような仕組みが重要ではないかということも挙げております。

3ページ目に移りまして「6.情報の開示」でございますが、刑事施設は一般人には知り得ない事柄が多い特殊な施設でございますので、民間へのヒアリング結果も踏まえて、十分な情報の開示が必要ということに記載してございます。それから、当然現地説明会というのも必要になってくると思われまます。

情報の開示の3つ目の でございますが、ここも先生の方から御指摘をいただきましたが、刑事施設の情報の中には秘密保持について配慮を要する情報もございまして、必要な措置等を講じた上で情報を開示していくことが必要になってくると思われ、挙げております。

「7.民間事業者を使用させる国有財産」でございますが、民間に使用させる国の施設、設備・機器、その他物品については明確に提示すべきということと、先ほどの法務省の説明の中でも改修を予定しているということでございますので、それを明確に提示すべきということも挙げております。

「8.民間事業者が講ずべき措置」でございますが、ここも先ほどお話がありましたように、業務開始当初から定員に近い、またはそれ以上の収容が予測されますので、最低限必要となる研修とか引き継ぎ等については、十分な検討が必要ではないかということも挙げております。

最後の4ページ目でございますが、9.以降につきましては実施要項の策定だけでなく、今後の業務開始後などにも関わってくる内容でございます。「9.対象施設における民家事業者との連携・協力」は、官民協働による施設運営ということも踏まえて、国の職員の理解を得られるように、それから、国と民間事業者との意思疎通、協力が図られるような方策について、検討する必要があるのではないかと挙げております。

「10.今後の拡大措置」でございますが、今回は法務省の方で検討した結果、3施設が対象になったわけですが、今後の拡大措置を検討するに当たりましては、民間事業者の意見なども踏まえて、創意工夫が最大限発揮されるような施設等の検討が必要ではないかと挙げております。

事務局が作成した案の説明につきましては、以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問を御自由に発言お願いしたいと思います。

大体大事なことは入っているのかと思いますが、今後の拡大措置のところは、結構今回選ぶのも大変そうだったですね。

事務局 そうですね。

小幡主査 犯罪傾向が進んでいるか進んでいないかとか、異なる収容対象だと効率化が難しいとか、総論は確かにそうなのですが、結構選定も難しいのかもしれないなと思ったりもします。それに、施設が全国に点在しているので、まとめてというのがなかなか難しいということですね。ただ、やっていただかないとしようがないので、こういう言い方しかないのかもしれないですね。

本庄専門委員 今の点に少し関係すると思うのですが、民間委託を進めていくということは、

既存の施設の職員の人の数を削減することにつながると思うわけですが、その場合に委託先になった施設の職員は、他施設に移ったりすることになると思うのですが、民間委託がうまくいったとして、どういうふうに職員の配置を進めていくのかということ現場に説明をきちんとしておかないと、現場の職員の方が不満に思い、民間との協力体制がうまくいかなくなってしまうのではないかと懸念します。ここにどういうふうを書けばいいのかというのはわからず、国の職員の人にきちんと説明するというのは、上の項目との関係ではあるかもしれないのですが。

事務局 今後の民間委託の拡大についてでしょうか。

本庄専門委員 できる限り全国的に展開することを目指すのであれば、全国の多くの施設で異動をせざるを得ない職員というのが出てくるのではないかとことです。刑事施設の業務の質を維持向上してコストを下げることからすると、やはりそれは必要なのだということをきちんと現場の人に理解してもらうことが必要なのかなと思います。そうしないと民間職員との軋轢というのが生じてしまい、うまくいかないのかなというところを懸念します。

事務局 9は、今回の事業では、これまで国が運営してきた施設に民間事業者が入ってくるということになりますので、その施設の国の職員に対して十分な説明が必要だということを書いておきますので、今の本庄先生のお話は更にその後、こういう方針なんだということをもう少し明確にされた方がいいという御意見でとらえてよろしいでしょうか。

本庄専門委員 両方ですね。

事務局 民間に委託することでサービスの質の向上がなされて、例えば全国の刑事施設にも参考となり得るような取組みというのが出てくる可能性もございますので、そういった情報というのは全国の刑事施設の職員が共有した上で、理解の促進が図れるようにといった趣旨でよろしいでしょうか。

本庄専門委員 はい。ですからやはり説明を丁寧にする必要があって、それは民間委託をうまく進めるためにも必要なのではないかとことです。

小幡主査 私の理解では刑務官は足りなくて困っていて、仕事が大変だから民間が入ってくれたら助かるとか、そういう話ではないですか。

事務局 現状はそうでございます。職員負担率が各国に比べて高くなっておりますので、まずは過剰収容による職員負担を軽減し、刑務官でなければできないところに力を注げるようにすると聞いていおります。

小幡主査 最終的にはおっしゃるように、自分の職を奪われるみたいな、官民競争入札は民間が勝てばそうなのですが、まだ刑事施設の場合は、今は人が足りないのに人を増やせない、公務員を増やせない、そこで民間に入ってもらおうというイメージかと思います。

本庄専門委員 私の想像ではおそらく委託する業務の範囲によると思うのです。自分たちがこれは残したいと思っているものが委託範囲に入ると、やはりそれは刑務官としては余り気持ちよくないというところが出てくると思います。でもそれは教育とか職業訓練、警備業務も一部そうなのですが、それらを対象に含めるとどうしてもそういうところが出てくるんですね。委託にボリュームを出そうとすると出てくると思います。そのときに、単に負担が軽くなるから歓迎だ

というわけではなくなってくるのではないかなと思っています。

小幡主査 そうですね。そもそも公共サービス改革法の意味もわかっていただいた方がよいと思うのですが。そういう流れの中で位置づけられていることは、理解していただいた方がよいと思います。

山谷企画官 3、4年前に決められた職員全体の定員削減計画の中では、刑務官については市場化テストなどを活用して民間委託を進めるということになっていて、大体このポスト数を目途に民間委託を進めるとなっています。書きぶりとしては削減するではなくて増員幅を抑えるとなっているので、すぐ削るという話には今はなっていないと思います。

民間委託するポスト数は、それは市場化テストだけではなくて、そのほかに法の特例なしでできる部分もあったので、その部分も含めると思うんですけども、民間委託のポスト数はこの程度だという話は決まっていると思います。

本庄専門委員 もう一つあるのは、一般の刑務官の方というのは余り異動されず、また異動したがないということをお願いします。民間委託するとやはり異動は出てくるわけですが、1か所で勤めあげるというのをむしろ望んでいる職員が多いという問題です。

事務局 一般の職員の異動というのは比較的少ないようですが、ただ、中には自分の故郷の施設に戻りたいとか、そういった異動の希望がある職員もいるようですので、そういった職員を優先的に異動させるとか、そういうところも含めて検討していくのではないかなと思われま。

小幡主査 確かにすべてこの話というのは公務員の処遇が本当は絡む話で、本来は削減になるはずですけども、多少刑務官の場合は今お話があったように増員幅を減らす程度で収まる予定だということですが、いずれにしても私の理解では、特にやはり刑事施設についてPFIで民間委託を行ったというのは、今の定員を増やせないということがありと同時に、刑事施設のような閉鎖的なところで公務員がある意味、受刑者に対して圧倒的な地位をもって接するという中で、多少いろいろな報道もあったこともあり、少し新しい風といいますか、刑事施設にもそういう風を入れようということもあったと思うんです。ですから、そこら辺も勘案して理解いただいたらよろしいかなと思います。

あとは委託費の増額措置のインセンティブというの、是非うまく入れられればよろしいと思いますが、サービスの質の向上の測り方をどうするかというのが、ちょっとなかなかわかりにくいですね。

事務局 確かに数値測定が難しい部分もございますので、どう増額措置と絡めていくかというところは検討する必要があるかと思えます。

小幡主査 これは受刑者の方にアンケートとかはやっているのですかね。

事務局 一部、PFI事業の中では例えば食事の提供ですとか、受講した教育、職業訓練の内容についてアンケートを取り入れている面があるということは聞いております。

小幡主査 アンケートだけですぐ質が測れるわけでもないのが難しいですね。その測り方をどう書くかというのがあるのかもしれないですね。

内山専門委員 何もないことをもって増額するというのはやはり無理なんですか。それこそ事

故が一定期間以上ないというインセンティブは仕組みでは難しいですか。

事務局 他施設との比較は考えられるかもしれませんが。平均を上回るとかですね。

内山専門委員 そうすると機能の向上とか、何かしら指標をつくるとか、そこでやるしかないですね。

小幡主査 結構そこがつからそうですね。あった方がよろしいと思うのですが。もう少しその工夫を更にお考えいただければ。

内山専門委員 出所後の就労状況とか、こんなのはできないですか。そこは難しいですか。

小幡主査 なかなか時間のタイムラグがあるではないですか。

内山専門委員 タイムラグがあって難しいか。

本庄専門委員 それだけでなく、今は調査をしていないと思います。出所後の状況は調査できないと日本では考えられているので。

事務局 一部、追跡調査を全国の刑事施設でやっているようなんですけれども、それは出所時に本人にはがきを持たせて出所後に投函してくださいというもので、強制力のあるものではないので、本人の任意で投函してくれればその状況がわかるという程度のもののようなのです。

小幡主査 なるほど。なかなか性格上追跡も難しいことはありますね。

本庄専門委員 あと、業務が民間だけで独立していない部分が多いので、民間がどれだけ頑張ったからそうなったのかというのが言いづらいところが難しい。

小幡主査 そうですね。単独サービスではないから、うまく測る指標があればよいのですが、これは事務局も含めて考えていただいて、まずは法務省に考えていただければよろしいのですが。

落札者決定の評価基準、これは私はよくわからないのですけれども、最後に割り算をする方式ですか。

事務局 除算方式ですね。

小幡主査 それだと価格が重いのですね。

事務局 価格の影響が大きく出る面はございます。

小幡主査 これはここではそうだと決めていたのですか。

佐久間事務局長 そうではないんですが、財務省と各府省で大体このカテゴリーのものはどうするということで調整をしておられます。これについて言えば、類似のものとしてPFIの前例があるということなんですけれども。

小幡主査 私が関わった東京都の病院の運営が中心の事業は、加点で、やはり自治体なので非常に差がつくようなやり方で、価格はまったく逆でかなり差があっても、逆転したというケースもありましたけれども、そこまでなかなか国の場合は難しいかもしれないですね。

佐久間事務局長 そうですね。方式と加点と基礎点の割合で。

小幡主査 それですべて決まりますのでね。

山谷企画官 登記なんかでも除算方式で、価格が安いところが必ずしも落としていない場合もあるんですけれども、やはり価格の影響は除算の場合はかなり出るのではないかと。

小幡主査 先ほどちょっと法務省にもお聞きしようかと思っていたのですが、ポスト数です。

女性でなければいけないポストとか含めて、でも今こうしているよということの情報開示ですね。

事務局 両方あると思っております、特に女性職員の配置については、今は、女性でなくていけないか、そうではないかという吟味を余りしないまま、女性職員を配置しているポストというの中にはあるようですので、そういった現状と、もう一つ先ほど法務省からも説明があったように、今回民間委託するに当たって、絶対に女性でなくてはいけないポストというのを整理する必要があるのでないかと思っております。

小幡主査 そうですね。それはやっていただければ、今やっている業務を自分で洗い出す感じになるからよいと思います。

佐久間事務局長 実施要項の方では現在の実施体制を出すことになっておりますが、この場合はそれにプラスアルファをして、女性でなければいけないポストが出れば、より事業者としては入りやすくなるのかなと。

小幡主査 あとは見学会とか自治体の説明ですね。あとはよろしいでしょうか。

どこまで創意工夫というのがこういう感じのもので出せるかというのが、こちらも検討がつかないのですが、できるだけ早めに周知することが大事でしょうね。

事務局 周知広報の計画についても、法務省に確認するようにしたいと思います。

小幡主査 あとは各委員いかがでしょうか。

内山専門委員 情報開示が悩ましいと言えれば悩ましい。やはり根本的に余り大っぴらにできない情報でも、できるだけ開示しなければいけないというジレンマの中で、例えば図面を渡してしまうんですか。それともその場で見てもらうとか、どうなんですか。

事務局 P F I 事業の中でも4つのうち2つは国が施設を整備して、運営部分を民間に委託しております。そのときの例を聞いたところ、P F I 事業では第一次審査として資格審査を行って、そこを通過した者に詳細な図面等を提供し、その際には誓約書を書いてもらうという取扱いを行っているようですので、今回もそういった例も参考にしながら、どのタイミングでだれにどういう情報を提供していくかというのを検討していく必要があるのではないかと思っております。

小幡主査 通常考えると刑務所のそういう細かな部分というのは、なかなか難しいですね。

事務局 だれにでも構わず詳細な図面等を提供するというのも、なかなか難しい面はあると思いますので。

内山専門委員 あとは技術的にコントロールするとかコピーすると何かが出るようになるのを入れるとか、電子データだと最近電子透かしとかがあって、どこが出たかすぐにわかるようになります。だから、そういうテクニカルなところも考えてもらうことですかね。

小幡主査 電子透かしというのもあるのですか。

内山専門委員 ありますよ。だから電子データでも一個一個管理していて、それを例えば勝手にネットに上げたりしたら、だれが上げたかわかるようになっているらしいです。

佐久間事務局長 それはごく一般的にデータセキュリティをやられるときには関わっています。今までは余りそういう微妙なデータを外に出していなかったということなのかどうか、ちょっとわかりませんが、工夫の余地はあると思います。それから、コピー用紙なんかでもコピー

を取ると字が出るというものはありますし、用紙の使い方とか、とにかく情報管理の手法をいろいろと考えておいた方がいいというのは、確かにそのとおりだと思います。

小幡主査 そうかと言って情報を渡さなければ民間は参入できないですから。計画を立てられませんからね。創意工夫もできないです。ということでは、工夫しながらもできるだけ出していただくということで。

それでは、よろしいでしょうか。大体これで特に大きな修正は要らないかと思います。ただ、何点か検討が必要という御指摘もありましたので、事務局から法務省に本資料を提供して、検討に活用していただくということをお願いしたいと思います。

本日の議題はすべて終了いたしましたので、これで施設・研修等分科会を終了いたします。